

平成24年12月
中札内村議会定例会会議録

平成24年12月6日（木曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君		

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼 務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査について
日程第6		行政執行状況報告
日程第7	請願第6号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願
日程第8	請願第7号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願
日程第9	請願第8号	泊原発1，2号機の再稼働の断念を求める請願
日程第10	報告第5号	平成23年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第11	報告第6号	中札内村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について
日程第12	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	承認第1号	平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第14	議案第53号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第54号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第55号	平成24年度中札内村一般会計補正予算について
日程第17	議案第56号	平成24年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第18	議案第57号	平成24年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第19	議案第58号	平成24年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第20	議案第59号	平成24年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第21	議案第60号	平成24年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年12月中札内村議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番黒田議員と6番男澤議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

北嶋議会運営委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

平成24年11月28日午前10時、全委員、副村長及び総務課長出席のもとで議会運営委員会を開催し、12月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

1、会期について。

12月6日（木）から12月14日（金）までの9日間とされたい。

2、議事日程について。

イ、諸般の報告。

ロ、閉会中の所管事務調査について。

ハ、行政執行状況報告。

二、請願第6号、請願第7号、請願第8号は総務常任委員会へ付託されたい。

ホ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。

へ、一般質問は、12月14日（金）に予定されたい。

以上、議会運営委員会報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの9日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配付しましたので、了解をお願いしたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

議会広報特別委員会視察研修について、佐藤議会広報特別委員会委員長、お願いをいたします。

（佐藤耕平議会広報特別委員会委員長登壇）

○議会広報特別委員会委員長（佐藤耕平君） 議会広報特別委員会視察研修報告をいたします。

議会広報特別委員会は、音更町において委員4名と事務局職員で視察研修を行ってきたので、次のとおり報告します。

記。

1、日時。

平成24年11月26日（月）。

2、場所。

音更町議会。

3、研修内容。

議会だより発行に係る編集体制と編集方法について。

研修の内容。

11月26日午後1時30分より、音更町役場庁舎議会会議室において、音更町議会広報特別委員会の平山委員長、小野議長、谷議会事務局長、担当係長より、『音更町議会 議会だより』の編集体制や編集方法について説明を受け、その後、意見交換を行いました。

音更町議会広報特別委員会は6名体制で、委員は各会派から1名ずつ選任されています。

議会だよりは、年4回（A4版 基本16ページ）、1万5,000部（町内会1万4,800部、出先機関ほか200部）が発行されています。

昭和47年12月の第1号から数えて、現在168号まで発行され、過去には全国議会広報コンクールにおいて、入選もしています。

編集方法や内容については、中札内村との違いはそれほどありませんが、より良い議会だよりづくりのために参考となる点がいくつかありました。

①『議会にひとこと』と題し、議会に対する住民の意見を取材・募集して掲載するなど、住民参加を重視した取組みがされていました。

②掲載する写真も、構図や大きさを意識し、人物を中心とした動きのある写真を効果的に使用するなど、魅力ある紙面づくりに取り組んでいました。

③議会だより編集に係わる『基準要綱』を作成し、編集方針や編集基準、掲載内容などを詳細に明確化することで、円滑な編集作業が図られる取組みがされていました。

④新聞・雑誌社での視察研修も行うなど、編集の知識や技術向上に努めていました。

今回の議会広報特別委員会の視察は、今までの議会だよりの良い点を継承しつつも、改善すべき点、時代に即した知識や技術の習得など、村民にとってさらに読みやすく、魅力的で親しまれ、議会の内容がわかりやすい紙面づくりを進めていく上で、大変参考となりました。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題にします。

局長、説明をお願いします。

○議会事務局長（片山勇一郎君） 所管事務調査通知書の朗読をもって説明とさせていただきます。

赤ナンバー5番をご覧ください。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

閉会中における所管事務の調査。

2、目的。

①中札内保育所、保育所建設事業の進捗状況について。

②中札内中学校、大規模改修前の校舎の状況について。

③交流の杜、新体制での運営状況について。

④農協えだまめ工場、工場及び新設冷凍庫の概要について。

3、方法。

総務・産業合同常任委員会調査。

4、期間。

平成24年12月中旬。

5、その他。

随行・説明は各担当課職員、及び議会事務局職員。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務・産業合同常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を、通知書のとおり派遣承認することは決定いたしました。

◎日程第6 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、公務出張で北海道市町村共済組合のホテルポールスター札幌に宿泊し、旅費を受けながら利用助成を受けていた問題ですが、この助成は、共済組合と北海道市町村職員福祉協会の福祉事業で実施しているものです。

助成額は合わせて5,000円で、事業費は事業主と組合員である職員が、負担金・掛金としてそれぞれ2分の1を負担しています。

ポールスター札幌がオープンしたときから制度化されていたもので、助成金を直接受けるものではないため、公費を二重に受けていたという認識がありませんでした。

ポールスター札幌の平成23年度の公務出張における利用状況は、調査の結果、旅費の打切り支給をしている研修を除き、16人が21泊の利用をしています。

村では、8月26日の新聞報道後、9月1日から公務で宿泊利用する場合は助成制度を利用しないよう職員に通知しました。

共済組合及び福祉協会では、ポールスター札幌における宿泊利用助成は当面適用しないこととし、公務以外で利用する場合において、チェックイン時に申請により福祉協会の組合員掛金事業で2,000円の利用助成を受けることができるよう改められております。

また、他の指定宿泊施設における利用助成券についても、公務出張の際には使用できないことになりました。

なお、旅費の宿泊料等について、実勢宿泊料金との乖離がある場合が多いことから、平成25年1月から定額制から実費制に変更することとして、本議会に条例改正案を提案しております。議員及び委員会の委員等の費用弁償についても準用することになっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

新宅地分譲地についてですが、ヴィレッジときわ野第3次分譲地用地として、ご相談を申し上げ、協議を行った結果、権利者のご理解をいただいたことから、基本計画策定に係る経費を今回の補正予算に計上しております。今後、農振法に基づく計画の変更協議、農地法の許可申請などの手続きを進めてまいります。

全職員を対象にした職員研修は、9月27日に「コンプライアンス研修」を実施しております。

村長と職員との懇談会は、全職員を対象に、11月7日から19日までの間で、職ごと

に分けて9回実施いたしました。職員からの提案や、日ごろ思っていること、村長に聴きたいことなど、意見交換を行っております。

防災についてですが、10月11日に、十勝沖を震源地とするマグニチュード8、震度6弱の地震を想定した防災訓練を、地域防災組織の3区とひばりヶ丘の参加をいただいて、火災、建物倒壊による負傷者、断水、停電が発生したとして、災害対策本部の立ち上げ、通信、避難所の設置、消火訓練、負傷者の搬送、給水、備蓄食料を使った給食の提供などの訓練を実施しました。

来年度に向けては、参加団体を増やし、関係機関の協力をいただいて、今回よりも多くの村民が参加できるよう、計画してまいりたいと考えております。

消防車両の横転事故について報告いたします。

10月26日午前10時40分頃、新札内南東5線道路44号交差点付近において、中札内支署消防職員2名が乗車する消防車が、火災予防広報のため南進中、大型車両と交差直後に、西からの強風によりハンドルを取られ車両が路外に逸脱、横転し大破する事故が発生しました。

この事故により、消防車はキャビン、本体シャーシ部分を損傷し、東5線道路法面と、北海道開発局が所有する新札内第1号配水幹線用水路の空気弁工に損害を与えました。

幸い乗車していた職員に、怪我はありませんでした。

損害を与えた物件の修復は、村道法面は11月13日に完了し、北海道開発局所有の空気弁工は、12月31日完了予定で復旧工事を施工しております。

消防車は、キャビン・本体シャーシ部分の修復を12月中旬に終えて、その後、本体機装部分の修復を行うため札幌まで自走し、平成25年2月中旬には完了の予定です。

この事故における損害額は、総額で890万円程を見込んでおりますが、加入する全国町村職員生活協同組合自動車共済で全額が補填される見込みであります。

消防車が復帰するまでの災害時対応については、更別村及び幕別町に応援を依頼し態勢を整えております。

また、消防職員に対しては、消防力の低下を招いた事故の重大さを再認識するとともに、安全運転の励行と再発防止を徹底するよう訓示しております。

企画財政グループについてですが、平成25年度の予算編成方針であります。職員への説明会を10月31日に開催し、編成方針の基本的な考え方を示したところであります。

まず、平成25年度の財政見通しについてですが、概算要求での普通交付税は、出口ベースで24年度当初比1.5%減の17兆2,000億円を要求し、一般財源総額については実質的に今年度の水準を下回らないよう確保するとされておりますが、経済情勢の推移、税制改正、今後の国の予算編成過程における調整も予想され、地方財政への影響など、国の動向を注視していく必要があります。

村においては、少子高齢化に伴う医療費や社会福祉費など扶助費の増加が見込まれるほか、普通建設事業では公営住宅や道路整備の継続、保育所の移転改築工事等を予定しており、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられない状況にあり、危機感を持って予算編成に取り組んでいかなければならないと考えております。

編成にあたっては、健全で安定した財政基盤の下、まちづくり基本条例で示した五つのまちづくりの基本理念を念頭に、住民との協働による「住んでみたい、住んでよかった」と実感できる村づくりを推進することを基本といたします。

このため、少子化対策や定住促進など、重要施策への「選択と集中」に引き続き取組み

ながら、創意工夫により政策、施策、事務事業の効率的かつ効果的な事業展開に意を配してまいります。

なお、私は明年6月、村政執行者としての任期を終えることから、骨格予算を編成することとしておりますが、行政の継続性の観点から、継続及び緊急的な予算については、当初予算に計上したいと考えております。

行政改革ですが、11月1日に行政改革推進本部員を委嘱して、15日に第1回会議を開催し、これまでの行革の取組結果の報告、第4次行政改革大綱の素案を示し、策定作業を開始しております。

むらづくり研修会は、食生活改善推進員養成講座と合同で10月17日、前置戸町学校給食センターの管理栄養士で、置戸町食のアドバイザーの佐々木十美さんを講師に招き、「豊かな味覚は一生の宝」をテーマに、開催しました。参加者は村外の方も含め110人で、大変好評でした。

川越市との交流事業ですが、川越市市制施行90周年記念事業として開催された姉妹友好都市サミットが10月19日開催され、村民1名を含む5名が参加し交流を深めてまいりました。

また、10月27日、28日の2日間開催された川越市産業博覧会には、商工会女性部から1名が参加され、東京中札内村ふるさと会の役員のみなさまのご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュとともに物産販売や村のPRを行い、また市や姉妹都市交流委員会との交流を深めてまいりました。

ふるさと会の活動では、札幌中札内村ふるさと会が10月6日に札幌すみれホテルで、東京中札内村ふるさと会総会が12月1日都内で開催され、関係団体代表の皆様とともに出席し、村の現状報告や物産のPR、情報交換などを行いながら、交流を行ってまいりました。

十勝圏における消防広域化ですが、6月の市町村長会議では、平成28年4月1日に消防本部の統合や指揮命令系統の一元化の運用開始を目指す「十勝圏広域消防のスタート時の姿（調整案）のたたき台」を承認し、その後、市町村長、副市町村長、消防広域担当課長、署長の各レベルでの会議において、19の調整項目ごとにたたき台の実効性について検討を進めてきました。

各会議での検討が終了し、10月30日の市町村長会議において、たたき台を一部修正した「十勝圏広域消防のスタート時の姿（案）」を確認しております。

今後、署長会議に、総務、運営、通信の3つの専門分会を設置し、さらに掘り下げた検討を行うほか、適宜、市町村長、副市町村長、担当課長、署長会議を開催し、共通認識のもとに消防広域化に向けた協議を進めてまいります。

十勝テレフォンネットワーク株式会社の破産についてですが、当社は平成元年に十勝20市町村並びに、民間企業、報道関係者等85社が出資して設立し、無線通信、短波の活用による情報化を図り、十勝の農業の生産性向上を図ることを目的に事業を行ってまいりました。

平成3年から簡易型自動車携帯電話の普及事業に取り組んでいましたが、大手企業による携帯電話の普及により撤退を余儀なくされました。

その後、事業の転換を行ってきましたが、自社ビルからのテナントの移転退去に伴い、経営状況は極めて厳しくなり、平成23年4月8日の臨時株主総会で解散が決議され、本年10月25日に破産手続きが終了しました。

なお、株主への財産分配は、残余財産がないことから不可能な状況であります。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

有害鳥獣駆除関係ですが、農業被害が拡大しているエゾシカについては、駆除期間を約1カ月延長し、対前年59頭増の168頭を駆除しております。

その他ヒグマ4頭、キツネ47頭、カラス375羽、ドバト139羽で、前年に対して駆除数は大きく増加しており、駆除にあたっていただいた猟友会の会員の皆さんのご協力に感謝申し上げます。

また、11月15日には、有害鳥獣等対策協議会主催により、住民を対象としたくくりわなの現地講習会を開催しており、その中で、北海道が開催する狩猟免許の試験日程などについても説明しておりますので、狩猟免許取得者の増加も期待できると考えております。

ごみ関係では、10月から資源リサイクルとごみ減量化のため、CDプレーヤーやデジタルカメラなどの小型家電の無料回収を始めるとともに、商品の多様化により分別が難しくなってきた大型ごみについては、収集基準を変更し対応しております。

労働対策では、12月3日から冬期の雇用対策事業を実施しており、保安林の枝打ちや支障木処理などの作業に従事していただいているところであります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、福祉灯油についてですが、灯油の価格は昨年から高値の状況が続いており、生活弱者にとって厳しい環境となっております。

このことから、「福祉灯油購入費助成実施要綱」に基づき、約230世帯に1世帯当たり150リットル相当（約1万3,400円）の灯油購入券、金額にして308万2,000円を配布いたしたく、今回の補正予算に計上しております。

保健グループについてですが、インフルエンザの流行が予想されることから、幼児から中学校3年生550人、65歳以上の高齢者1,060人に個別に案内を送付し、予防接種を呼びかけております。

すでに、10月29日から接種を始めていますが、今後さらに周知を図り、より多くの方に接種していただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

定期予防接種として接種してきた、ジフテリア・百日ぜき・破傷風の3種混合ワクチンに、不活化ポリオワクチンを合わせた4種混合ワクチンが承認されましたので、11月8日から中札内診療所で接種を開始しております。

国保特定健診は、「対がん協会」と「帯広厚生病院」及び今年度から「中札内村診療所」の協力をいただき健診を実施し、現在までに290人が受診しております。

また、健診後の特定保健指導についても順次、該当者に対して指導を行っております。

保育所についてですが、虫歯予防のため、中札内保育所・上札内保育所の4歳児、5歳児で、希望する園児71人に対して、11月からフッ化物洗口を開始しております。

中札内保育所の移転改築を契機として、新しい保育所運営のあるべき姿の検討テーマの一つとしている、給食業務の委託について、保護者の皆さまと意見交換会を11月28日開催し、保育所の給食提供方法についてご意見を伺っております。

今後も調査・研究を行い、「安心安全な給食の提供」と「食育の推進」が図れるための方法について、時間をかけて検討を進めてまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあつては、9月以降の高温、収穫期の多雨により、馬鈴しょ、ビートに影響を受けましたが、小麦・豆類は前年を上回る収量となりました。

畜産にあつては、飼料価格の高騰が長期にわたり、経営への影響が危惧されておりますが、生産者のご努力により、生産高は前年より上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が45億9,000万円、畜産が57億8,000万円、全体で過去最高だった前年より2.1%減少ですが、4年連続の100億円突破、103億7,000万円の見込みであります。

懸命に努力されました生産者のみなさまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

なお、TPP（環太平洋経済連携協定）については、国民的な議論も具体的な振興策などの情報開示もない中での交渉参加は許されることなく、改めて反対要請を展開しなければならないと考えており、関係機関と連携しながら、反対の声を発信してまいります。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指して実施した、「粋匠品・食の応援団スタンプラリー」は、総勢74名から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

また、豆資料館で栽培していたえだまめの収穫を9月に、さつまいもと落花生を10月に、いずれも中札内保育所児童により収穫体験を行っております。

大規模草地育成牧場は10月22日に一斉退牧を行うとともに、619頭が冬期舎飼に移行しております。

林業関係では、村有林整備工事として準備地拵5.02ヘクタールの発注を行っております。

観光関係では、札内川園地は11月5日から冬季閉園となりました。

本年度は、札内川園地及び上流地域の自然を体感してもらおうと「札内川園地探検隊」を春・夏・秋と3回開催し、レストハウスの活用と体験型イベントにより魅力発信を行い、入り込み数は約2万2,500人、前年比1%約300人増加となりました。

道の駅なかさつないの4月以降の入り込みは、10月末現在63万1,000人で、前年比4万8,000人、7.1%の減少、総売上額は1億7,300万円で、前年同期比8百万円、4.4%の減少となっております。

道東道の全線開通と、とかち帯広空港のダブルトラッキング化により、道央圏・首都圏から集客を図ろうと、観光パンフレットなどの配布と情報発信を行ってきましたが、入り込み・売り上げともに若干の減少となりました。

バスツアーでは、北海道観光振興機構の助成事業により、音更町、広尾町との広域連携を10月から12月まで月1回開催し、それぞれの観光素材をPRしながら、道央圏から観光客を誘致しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

8月に発生した、かんがい施設の札内川導水管破損事故の復旧工事が11月上旬に完了しておりますが、工事完了に合わせ導水路管内全線の再調査を実施した結果、破損事故箇所より下流約170メートル地点で小さなクラックが発見されたため、現在クラック部分の管取替工事の準備がされているところであり、このため取水開始が予定より大幅に遅れる状況となっております。

道路改修では、鉄道記念公園通り改良舗装工事が完了しており、元大正・共栄34号道路改良工事を発注しております。

村営住宅の入居状況は、1回の公募を行い2戸の入居と、随時入居6戸の入居を決定しております。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅建設奨励金は新たに8件を承認し、移住促進奨励金は1件を交付しております。

合併処理浄化槽整備事業は、3件の補助申請を受け付けております。

上下水道事業関係では、保育所建設に伴う鉄道記念公園通り上下水道管渠布設工事が完了しております。

本年度の除雪対策は、対象路線で、村道延長で158.2キロメートル、歩道延長で20.2キロメートル、駐車場等の公共施設40カ所を予定しております。

11月20日には、共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、帯広労働基準監督署から講師を招き、交通安全対策や労働安全、作業安全の励行など研修を行っております。

11月7日の大雨により、村道の一部で路肩の小規模な崩壊や道路表面に水が走り砂利道が流出する被害が発生しており、補修経費を補正予算に計上しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いをいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

はじめに、教育委員活動では、今年度2回目の学校訪問として、11月26日に中札内小学校と中札内中学校を訪問し、児童・生徒の学習状況の把握と学校経営の取組みについて意見交換を行っております。

学校教育関係では10月24日に、十勝教育局指導主事や中札内高等養護学校教職員、村外からの多くの教職員の参加を得る中、中札内村学校教育研究大会が開催され、中札内中学校での学習指導案に基づく授業公開と各分科会での活発な意見交換などを行っております。

本村教職員がこれまで取り進めてきた教育実践の一端の発信と、参加者から貴重な意見や指導を受けるなど、教師一人ひとりの資質向上のためのよき研鑽の機会を得ております。

対外スポーツ大会への出場状況では、中札内中学校サッカー部が、8人制サッカー大会で道東ブロック大会への出場を果たし、優秀な成績を収めております。

中札内中学校大規模改修基本設計の状況は、学校職員、保護者等から組織する検討委員会を立ち上げ、現状の課題整理や、上士幌中学校の視察を行うなど、これからの中学校のあるべき姿を取りまとめるため、精力的に協議を取り進めております。

学校給食事業では、児童・生徒に、地元で生産されている豊富で安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月16日に本村の農畜産物を食材として使用した「ふるさと味覚給食」を提供しております。

社会教育活動では、今年度の通学合宿事業も、道教委の「望ましい生活習慣定着推進事業」の採択を受け、子どもたちの家庭における望ましい生活習慣定着事業と位置付け、10月14日から18日までと11月25日から28日までの2回を1事業期間とし、学習・読書・運動の日々の生活の中での定着目標設定を行い、1回目の合宿期間を終えた後の家庭での実践、そして、2回目を検証合宿と位置付け、小学校4～6年生の児童6名が参加し、中札内公民館で実施しております。

子どもたちは、自己の目標を合宿や家庭で取り組むとともに、地域ボランティアの方々の協力を得ての共同生活の中で、我慢する力、家庭やスタッフへの感謝の気持ちを育てる

など望ましい人間関係も培いました。

文化事業では、11月3日に第57回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは文化連盟所属団体や保育所児童、学校児童・生徒やサークルの方々が舞台発表をされました。

作品展示事業では、広いジャンルでの作品が多数出品されました。

企画運営でも、多くの村民の皆さまの協力を得ることができ、盛大に終了したところです。

また、文化月間事業では、アミューズシアターによる「That'sが〜まるSHOW」など、6団体6事業が実施されております。

文化祭の開催日に合わせ行った共育の日セレモニーは、保護者、教職員、各種関係団体及び地域の方々による共育の日事業実行委員会の主催により行われ、「共育宣言」や「地域での見守り活動実践事例紹介」、帯広動物園副園長柚原和敏氏による「動物園で命をつないで」との題での基調講演を行い、大人が共に地域の子どもを育てることや、命の大切さについての理解と関心を高めるよき機会とすることができたと考えております。

交流事業関係では、川越市訪問交流事業の派遣には中学1年生6名、青少年国際交流エルマ市への派遣には中学2年生13名の応募があり、選考委員会による面接選考の結果、全員の派遣を決定しております。

図書館事業では、10月7日に開催した「ふじもとともひこ親子ライブin中札内」には親子17組41名の参加を得ており、10月20日から開催した古本市では201名へ1,463冊の古本を提供しております。

また、その他の事業では、土曜おはなし会、ブックスタート事業などの定期開催事業も取り進めてきております。

公民館の改修設計は、基本的な改修案が整ったことから、この後、パブリックコメントの手続きを経て、実施設計をまとめていきたいと考えております。

体育関係事業では、9月17日には山岳センター企画事業との合同事業として、「ノルディックウォーキング教室と自然観察と秋の味覚を楽しむ会」を開催し、15名の参加を得て秋のひとときを楽しんでいただきました。

9月21日には村民スポーツゲートボール大会を、9月23日には村民登山会を、12月2日には卓球大会を終えております。

10月8日には快晴の空の下、112名の参加をいただき、ファミリーマラソン大会を実施しております。

中札内交流の杜では、10月28日に総合型地域スポーツクラブ「ピータンスポーツクラブ」の主催で、「交流の杜まつり2012」を開催しました。

体力測定やコーディネーショントレーニング、子どもダンス披露など、90名の参加をいただき、健康スポーツへの取組み等の喚起の機会としております。

以上、主要事項について申し上げ、報告にかえさせていただきます

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第7 請願第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願

◎日程第8 請願第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願

◎日程第9 請願第8号 泊原発1,2号機の再稼働の断念を求める請願

○議長（高橋和雄君） この際、日程第7、請願第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願、日程第8、請願第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願、日程第9、請願第8号、泊原発1、2号機の再稼働の断念を求める請願を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっています請願3件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託をします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願います。

◎日程第10 報告第5号 平成23年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第10、報告第5号、平成23年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出を求めます。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上松教育長。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成23年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、大和田教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（大和田貢一君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成いたしました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村村議会に報告するものでございます。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたりましては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされていますことから、もとの中札内村教育委員長から指導・助言をいただいておりますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

この平成23年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書については、報告済といたします。

◎日程第11 報告第6号 中札内村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について

○議長（高橋和雄君） 続いて、日程第11、報告第6号、中札内村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専決処分の報告を求めます。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

現在、作業を行っております「総合行政情報システム」の更新に伴い、住民記録及び印鑑登録などの一部システムが11月12日より稼働しておりますが、印鑑登録システムの更新にあたり、国の事務処理要領との突合を行ったところ、字句の改正が必要となったことから、本条例を改正したものです。

内容について、ご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この中札内村印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告については、報告済といたします。

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、議題に供されました人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

現職の槇正広氏は、来年3月末で退任されることとなり、釧路地方法務局長より後任の推薦依頼がありましたので、人権擁護委員法に基づき、鈴木治氏を推薦しようとするものであります。

鈴木氏は、人格識見ともに優れており、最適任者と存じます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

諮問第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことについて異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推進につき意見を求めることについては、適任者とするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、被推薦者を適任者とするに決定をいたしました。

◎日程第13 承認第1号 平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(高橋和雄君) 日程第13、承認第1号、平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

去る11月16日、衆議院が解散し、12月4日に公示、16日投票の日程で、第46回衆議院議員総選挙が執行されますが、議会の議決を得る暇がなかったことから、衆議院議員選挙費302万4,000円を追加する、平成24年度一般会計補正予算の専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(高桑浩君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、平成24年度中札内村一般会計補正予算、平成24年専決第3号をご用意願います。

衆議院議員選挙費であります、これは12月16日に執行されます衆議院議員総選挙に要する費用として、選挙管理委員会の委員報酬や投開票の管理者、立会人等の報酬、職員の間外勤務手当、事務賃金、事務用品や印刷製本費、郵便料、ポスター掲示板設置撤去委託など、総額で302万5,000円を追加し、財源としましては、6ページの14款道支出金の衆議院議員選挙委託金を同額追加したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、平成24年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決します。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は可決されました。

◎日程第14 議案第53号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

◎日程第15 議案第54号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長(高橋和雄君) この際、日程第14、議案第53号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第15、議案第54号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

委員会の委員等の費用弁償及び職員等の旅費のうち宿泊料について、地域区分ごとの定額制から実費制に改めようとするものであります。

議会議員の費用弁償につきましては、職員等の旅費に関する条例の規定を準用することとしておりますので、条例の改正はありませんが、本条例の改正によって同じく実費制に改めようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、高桑総務課長。

○総務課長(高桑浩君) それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー14番の議案関係資料の5ページをお開き願います。

はじめに、職員等の旅費に関する条例の新旧対照表でございます。

第13条は、鉄道賃を定めておりますが、第3項として、現行の、現行というのは現状のということですが、現行の支給の取扱いに合わせて、Rきっぷ等の往復割引運賃が適用となる区間を往復する場合にあっては、往復割引運賃を支給することを条例に明記するものでございます。

次に、第18条の宿泊料ですが、現行は7ページの別表1に記載しておりますとおり、

甲地方1万2,000円、乙地方1万800円、丙地方4,000円の3区分の定額で支給しておりますが、実際の旅行においては、この定額を下回る料金のホテルの利用や、JR等ホテルのセット商品の利用が多いことから、改正案は、この額を限度としまして、実費額の支給に改めるものでございます。

また、地域や時期によって、定額の範囲内で宿泊できる宿泊施設がない場合などの事情により、実費額が定額を上回る場合には、旅行命令権者が認める宿泊料金によることができることを付け加えております。

改正前の同条第3項は、冬期暖房料を定めていますが、宿泊料を実費額に改めることに伴い、この規定を要しないことから削除するものでございます。

次に、戻りまして4ページをご覧ください。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

改正前は、第4条で別表第2として、職員等の旅費に関する条例と同じ基準で定めておりましたが、新旧対照表にはございませんが、第6条では、職員の旅費条例を準用すると規定していることから、削除するものでございます。

なお、議会議員につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で、旅費の支給方法については、職員等の旅費に関する条例の規定を準用するとしておりますことから、職員と同様、実費制に改めようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから、2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、議案第54条に関連して質問したいというふうに思いますが、今、議案第53号、54号についての提案された内容等については十分理解をいたしたいというふうに思います。

なお、旅費請求時の確認方法について伺いたいというふうに思いますが、旅費の請求につきましては、概算払い、あるいはまた、精算払いという請求の方法があるというふうに思いますが、平成25年1月から宿泊料は定額制から定額を限度として実費制に改めると。

さらに、鉄道賃については、往復割引運賃を支給する改正内容というふうになっておりますが、それらの確認するために、どのような方法を考えているのか。

恐らく添付書類や何かも求めていくのかなというふうに思うのですが、そういった概算払い、あるいはまた、精算払いというふうにあります。現段階でどのように考えておられるのか。

その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 旅費の支給にあたりましては、宿泊を伴う場合についてはほとんどが概算払いで旅費を請求し、支給しております。

概算払いの伝票起票時には、多くはすでに交通機関及び宿泊の予約を済ませていることがほとんどなものですから、その時点で、予約したときに確認をした金額で請求をしていただくということになります。

ご質問の確認方法ですけれども、概算払いをした旅費については、精算票を起票することになっておりますので、精算票に宿泊施設及び、または旅行代理店が発行する領収書を

添付することによって確認をしたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） 何点か質問したいと思います。

まず、このような実費支給、やっている管内の実態というのでしょうか。

そこら辺、多分押さえていると思うので、そこら辺の状況について教えてください。

あと、例えば、札幌出張の場合とか、J R と宿泊セット料金、これは多く職員も利用しているかなというふうに思います。

宿泊料だけの領収書って出ませんよね。

そういう場合どうするのかという。

ちょっと疑問な点があるので、そこら辺と、あと、特に郡部の方へ行ったら、夕食と朝食セット、温泉なんかもそうですよね。

セットの場合と、朝食だけの場合とかいろんな形、その中でもあると思うのですよ。

そういった場合、どのような基本的な考え方として持っているのか。

そこら辺について。

あともう 1 点、丙地方、村内の場合、これ、従来から 4, 0 0 0 円とあります。

これは宿泊を想定しているのではなくて、例えば、山の調査とか。奥地の。

実際僕も 3 回ほど撮影の協力とかいろんな形でテントで泊まって、もらったことがあるのですけども。

そのために、食糧費とかいろんな自分で買ったり、備品なんかも買ったりして、それなりのお金かかるのですけども、このような実費制ということになった場合、そこら辺の考え方ですね。

どのように考えているのか、何点か教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1 点目の十勝管内の町村のこの宿泊料の取扱いの状況ですけれども、すでに実費制にしているところが 2 町村です。

1 1 月現在の調査ですので、若干の変動がもしかするとあるかもしれませんが、調査時点での状況については、定額制を継続する予定というところが 6 町。

それから、現在検討中というところが 7 町。

切り替えを予定しているというところ。これは 1 月あるいは 4 月以降ということですが、中札内村を除いて 2 町という状況でありまして、1 8 町村のうち、切り替え済あるいは切り替えを予定、検討というところが 3 分の 2 の 1 2 町村になってございます。

2 点目の札幌などの J R とホテルがパックになった場合のホテル代ですけれども、これについては分けて領収書で発行されませんので、このパック商品の金額を実費としまして、いわゆる鉄道賃とホテル代をまとめて支給するということで、領収書についてもその合わせた金額での領収書を添付していただくということになります。

それで、その領収書をもって、精算時に確認をするということになります。

3 点目の夕食あるいは朝食が含まった宿泊料金の場合ですけれども、内部でも検討しまして、まず、朝食だけがつくセットというのが一般的に多いのですけれども、これらについては、宿泊料金と朝食代金の明確な区分がされていないということがほとんどなものですから、パック料金である場合とホテルだけをとる場合と、ホテルだけをとる場合につ

いては朝食をとらないという予約の方法もありますけれども、これらを統一して取扱うことが非常に、統一といいますか、朝食を除いて支給するということが非常に困難なものですから、統一して、朝食を含む宿泊料金で支給するということを考えております。

それから、夕食、いわゆる1泊2食付きという宿泊料金の場合については、主に旅行の、あるいは会議等の宿泊者側で指定した温泉旅館などの場合が想定されるのですが、これらの場合については、夕食を選択できない、取らないということを選択できない場合が多いので、夕食を含む食事代も含めて宿泊料金とすることがいいのではないかと考えております。

それから、4点目の丙地方、村内での宿泊ですけれども、村内の指定した宿泊施設といいますか、通常の宿泊施設で泊まることというのはあまりないかなと思います。

公的な施設、公民館などに宿泊する場合については、公務利用の場合は宿泊料金がかからない場合が多いのではないかなと思うのですけれども、かかる場合については実費で。

そういった宿泊施設でない、ご質問にありました上流地域の調査ですとか、山岳にかかわる公務の場合については、宿泊施設でないということで、宿泊料金の不要なところなのですけれども、ご質問にありましたように、そのことによって必要な備品あるいは食糧などについては、ほとんどが行く職員の負担になるということなものですから、基本的には定額での支給をする以外にないなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） とりあえず、管内の状況はわかりました。

2点目のJ Rとセットの場合、ちょっと鉄道料金と宿泊セットの分は実費で出るということですよ。上限、例えば1万2,000円ですか。札幌あたりは。

であれば、例えば、2万4,000円ぐらいかかるとすると、1万2,000円引くと1万2,000円だから、上限ぎりぎり料金手出しはないという、そんなことですよ。

わかりました。

あと、ほかの町村、僕も総務の当時、行革の村民委員会でこの議論が話題になったことがあるのですよね。

そのとき、ほかのやっている町、隣の町なんかもそうなのですが、聞くと、非常に曖昧だと。

今、主催者側の場合、朝食と夕食付きの場合は云々という話ですけど、例えば、郡部の町に行ったとき、その旅館に泊まる場合どうするのかとか、いろんなケースが出てくると思うのですよね。

そこら辺について、きちっと線引きできないのだと、そんなような話もちょうと聞いて、当時は、では、定額制にして料金を実態に合った形で減らそうかという話もちょうと話題としては出ていたのですが、最終的には現状のまま状況を見ようということで、当時の行革の中には入れなかったというそんなような経過があるのですね。

ですから、もしこのような形でやるとすれば、そこら辺きちっと、職員に徹底できるような形で、線引きをする必要があるのかなというふうに思いますので。

そんなようなふうに思っております。

あと、村内の宿泊の場合は、そういったような形でやるようなことで仕方がないのかなというふうに思っておりますけれども、今回のこういう形で出てきたというのは、一部のマ

スコミに、共済絡みの福祉協会絡み、これで随分いろいろ叩かれたと。マスコミの方もいるのであれですけども。

それから出てきた問題かなと思うのですよね。

定額制と実費制というのかな。それとはポールスターのあれとは全然別問題のような気が僕はしています。

やはりこの問題というのは、定額制は定額制で、僕はそれなりにいい面があるのでないかなというような気がしているのですよね。

宿泊料が高いか安いかは別。

仮に実態と合わないのであれば、宿泊料をもっと下げる方法もあるでしょうし。

出張行って子どものところに泊まったり、親戚の家に泊まったり、あるいは、いいホテルに泊まったり、そこら辺については本人の自由な形で僕はさせるべきかなというふうに、そんなふうに思っているのですけども。

そのぐらいの幅あった旅費のあり方というのかな。そんなふうに思っていますけども。

そこら辺の考え方について、村長、どのように考えているのかということと、これも行革の一環なのでしょうけども、出ていましたよね。

執行状況報告の中でも行革の本部会議立ちあげたというふうにされていますけども、こういう問題も含めてもっと一体となった行政改革というのか、そういうのも必要かなと。

総合行政なり住民の意見を聞いた中で、総体的にこの見直しを進めていくべきでないかなというふうにちょっと思ったものですから、そこら辺について考え方も併せて村長の方から聞かせていただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ちょっと随分長い時間議論しておりますので、答弁は休憩した後にもらうということで、10分ほど休みたいと思います。

25分から再開させていただきたいと思いますので、一旦休憩させてもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（高橋和雄君） 皆さんが揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

田村村長。

○村長（田村光義君） それでは、一つの見方として、行革も今動きだしている中でどうだろうかというご意見。

あるいは、旅費そのものの見方も一つご意見として、わからないわけではないですし、ここまで、この旅費というか、動いているかわかりませんが、そういった形でやってきたということも踏まえると、ご意見としてはわかるのですけども、今回のことが出たことはきっかけなののですけども、その中でも報道されているように、やはり民間では実質領収書をもって実費ということが通常、当たり前の形という、こういうことも改めて報道されている中で、あまり論議出ませんでしたけども、逆の場合、いわゆる上限を超えて払っている場合もないわけではないので、その辺の実態もできれば解消するという、めったにありませんけども、そういうことも含めて、やはり住民の方に理解できる形で、いわ

ゆる旅費が浮くのだというような、こういう見方をされることはいかななものかなということで、私は今回、実施の時期も揃えるだとかいろいろ検討経てとか、いろんな手法あったと思うのですが、このことで村民の信頼を失うようなことに結び付かない方法で、早くこのことを解消すべきだということで、今回、すぐ実施も1月ということで考え方を outsourcing させていただきましたし、まれには、今まで、いわゆる手出しでやっていた部分も明らかにして、そういう、特に高いところもあるわけで。高いところに泊まるという意味ではないですけど、そういった職員の負担も公平に解消していきたいと、こういう考え方で今回提案したものであります。

○議長（高橋和雄君） 3 番知本議員。

○3 番（知本正幸君） わかりました。

この旅費だけでなく、やはり行政改革というのは常に具体的に計画を持って、これから進めていかなければならないと思うのです。

やっぱり単発でなく、総体的にもっとももっといろいろ検討する部分あるのかなと思うので、ぜひ、そういう面で、村民の意見もいろいろ聞きながら、そういう行革の推進について試みてほしいなということで質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということでお聞きしておきたいと思います。

そのほか、ご質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 53 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 53 号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議案第 54 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 54 号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第 16 議案第 55 号 平成 24 年度中札内村一般会計補正予算について
- ◎日程第 17 議案第 56 号 平成 24 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 18 議案第 57 号 平成 24 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
- ◎日程第 19 議案第 58 号 平成 24 年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- ◎日程第 20 議案第 59 号 平成 24 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
- ◎日程第 21 議案第 60 号 平成 24 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第 16、議案第 55 号から日程第 21、議案第 60 号までの平成 24 年度中札内村各会計補正予算についての 6 件を一括して議題にいたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 3,788 万 7,000 円を追加し、総額を 3 億 3,977 万 4,000 円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 5 億 2 億 3 万 9,000 円を追加し、総額を 5 億 8,396 万円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 9 億 6 万 1 千 3,000 円を減額し、総額を 2 億 2,234 万 2,000 円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 1 万 7,000 円を追加し、総額を 5 億 5 億 9 万 6,000 円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 9 万 5 千 5,000 円を追加し、総額を 1 億 3,487 万 7,000 円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 3 億 3 万 3 千 3,000 円を減額し、総額を 1 億 4,341 万 2,000 円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を求めます。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 8 番の一般会計補正予算書により、歳出の主なものから説明させていただきます。

ますが、歳出に關係のある特定財源について、併せていたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

15ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中段の備荒資金組合納付金2億4,000万円の追加ですが、普通交付税の増加、土地売却収入、繰越金の確定により、将来の財政需要に備えるため積立しようとするものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

3目財産管理費、説明欄の宅地分譲地基本計画策定委託84万円の追加ですが、新たな宅地分譲地造成のための基本計画を作成しようとするものです。

次に、17ページをお開きください。

2項企画費、2目広報広聴費、備考欄下段の工事請負費213万5,000円の減額ですが、デジタル防災無線整備工事の執行残であります。

次に、20ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄上段のポロシリ福祉会運営助成100万円の追加ですが、特別養護老人ホームの屋上防水工事費の確定により、補助金を追加しようとするものです。

その下段の法外援護308万2,000円の追加ですが、灯油価格の高騰による経済的負担を軽減するため、福祉灯油1世帯当たり150リットル分の燃料購入券を支給しようとするものです。

次に、21ページをお開きください。

4目障がい者福祉費、説明欄の訓練等給付費180万円の追加ですが、支援対象者の増加により増額するものでございます。

その下段、償還金利子及び割引料123万5,000円の追加ですが、平成23年度の障害者自立支援給付費等負担金、地域生活支援事業費補助金、障害者医療費負担金の精算に伴う国及び道への返還金であります。

次に、22ページをご覧ください。

6目社会福祉医療費、説明欄上段の乳幼児医療費201万4,000円の追加ですが、乳幼児医療費が当初見込みよりも増加したことによるものです。

次に、2項、1目児童福祉費、説明欄下段の児童手当375万円の減額ですが、支給対象者の減少によるものです。

次に、24ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費、説明欄のカラス・キツネ駆除補助金137万2,000円の追加ですが、駆除期間の延長及び箱罌を使用した駆除により、駆除数が増加したことによるものです。

次に、27ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄の環境保全型農業直接支援対策事業補助金229万4,000円の減額ですが、天候等の理由から取組み面積が減少したことによるものです。

特定財源の道補助金についても、114万7,000円を減額しております。

その下段、地域づくり総合交付金400万円の追加ですが、中札内村農協が事業主体となって実施しておりますストーンクラッシャーを使った小規模土地改良事業が交付決定となったため、追加するものです。

特定財源として、北海道の補助金を同額追加しております。

次に、33ページをお開きください。

8款土木費、3項河川費、1目河川総務費、説明欄の一般廃棄物処理委託130万9,000円の減額ですが、河川の床ざらいにより発生した廃棄物が、当初見込んでいた量を下回ったことによるものです。

次に、5項住宅費、1目建築総務費、説明欄の定住促進補助金170万円の追加ですが、移住促進奨励金2件の増加及び中札内スタイル住宅建設奨励金の北方型住宅登録件数の増加によるものです。

次に、34ページをご覧ください。

6項営農用水道費、1目水道管理費、説明欄の営農用水道工事133万円の減額ですが、中島浄水場機器更新工事の執行残等によるものです。

次に、9款消防費、1項消防費、1目消防組合費、説明欄の南十勝消防事務組合負担金172万6,000円の減額ですが、中札内支所の職員手当等の減額及び本部共通経費の減額等に伴い、負担金を減額するものです。

次に、40ページをお開きください。

12款、1項公債費、2目の利子、説明欄の長期債償還利子201万9,000円の減額ですが、これは平成13年度に、10年ごと利率見直し方式で借入を行いました臨時財政対策債と減税補てん債の利率見直しによるもの及び平成23年度に借入をしました村債の償還額の確定に伴うものでございます。

次に、13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金、説明欄の介護保険会計205万円の減額ですが、介護給付費の減少に伴い、繰出金を減額するものです。

次に、戻りまして、9ページをお開きください。

歳入の主な予算であります。8款の地方特例交付金、説明欄の減収補てん特例交付金328万9,000円の減額ですが、自動車取得税交付金分の廃止に伴うものでございます。

次に、9款地方交付税の普通交付税1億6,603万9,000円の追加ですが、交付額が確定し、一部を留保して追加するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地貸付収入113万円の追加ですが、旧森林組合跡地を太陽光発電所用地として貸付を行ったことなどによるものです。

次に、2項、1目財産売払収入、1節不動産売払収入の土地売払2,238万円の追加ですが、上札内の農地及び南1区会館北側の遊休地売払いによるものです。

次に、14ページをご覧ください。

18款繰越金4,492万円の追加ですが、平成23年度決算剰余金の残額を全額計上しております。

次に、戻っていただきまして、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正ですが、車両譲渡事業償還金の限度額595万4,000円を470万2,000円に、総合行政システム及び機器更新に伴うパソコン等譲渡事業償還金9,592万4,000円を9,259万円に減額するもので、いずれも償還金の確定によるものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 9 番、国民健康保険特別会計補正予算書の 7 ページをお開きください。

最初に、歳出です。

今回の補正は、退職被保険者に係る医療費等の増加見込みに対応するもので、説明欄上段の療養給付費が 4 6 1 万 9, 0 0 0 円。

その下段、療養費が 1 3 万 2, 0 0 0 円。

その下段、高額療養費で 4 8 万 8, 0 0 0 円をそれぞれ追加していますが、これは退職被保険者の入院通院費などに係る医療費が当初見込んだよりも多額となっており、予算に不足を生じることが見込まれることから追加しようとするものであります。

なお、特定財源として、社会保険、診療報酬支払基金からの療養給付費交付金をそれぞれ同額充てて財源調整をしております。

続いて、黒ナンバー 1 1 番、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、異動等により年金からの特別徴収保険料については、2 2 万 4, 0 0 0 円の減額。

普通徴収保険料については、5 4 万 1, 0 0 0 円を追加し、7 ページの歳出で後期高齢者医療広域連合納付金として、歳入の特別徴収保険料と普通徴収保険料の差引額である 3 1 万 7, 0 0 0 円を追加しようとするものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、黒ナンバー 1 0 番、介護保険特別会計補正予算について、補足説明させていただきます。

介護保険特別会計補正予算書 8 ページをお開き願いたいと思います。

下段、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費で、負担金補助及び交付金 9 6 0 万円の減額は、居宅サービス等給付費で認知症のグループホームの利用者の減によります 3 5 0 万円の減。

介護予防サービス等給付費で、デイサービスの利用者の減により 1 8 0 万円の減。

施設介護サービス等給付費で、主に老健施設の利用者の減によりまして、それぞれ減額するものでございます。

戻りまして、6 ページをご覧ください。

歳出での給付費の減額によりまして、その財源であります 2 段目以降にあります 3 款国庫支出金、4 款道支出金、7 ページの 5 款支払基金交付金、7 款村からの繰入金を負担割合に応じて減額するものであります。

その下にあります 2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金の 1, 1 0 2 万円の減額についてですが、その下にあります 8 款繰越金 9 3 4 万 1, 0 0 0 円。

これは 2 3 年度の決算譲与金全額を計上しております。

このことから、当初、基金からの繰入で不足分をカバーするため予算化していたものでございますが、繰越金の増及び前段で説明させていただきました給付費の減などにより、既存の予算内で対処できることになったもので取りやめするものでございます。

以上で、介護保険会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 引き続き、簡易水道事業特別会計補正予算について、説明いたします。

黒ナンバー１２番、簡易水道事業特別会計補正予算書をご用意ください。

まず、８ページをお開きください。

歳出の説明でございます。

１款簡易水道費、１項水道経営費、１目一般管理費、説明欄、施設整備費の工事請負費２０８万８，０００円の減額は、南札内地区配水池機器更新工事の執行残等によるものです。

同じく簡易水道事業基金費積立金の減額は、水道管新設工事に伴う起債対象額の減額により、歳出が増額したため、基金積立９０万５，０００円を減額し調整するものです。

その下、２目受水費、負担金補助及び交付金５０５万５，０００円の追加ですが、札内川施設破損事故に伴い、南札内浄水場取水原水をかんがい施設に供給しているため、その分を水道企業団より受水していることにより、増額となっております。

なお、同額を歳入、水道使用料に計上しております。

次に、７ページ、歳入でございますけれども、１款分担金及び負担金、１項負担金、１目共同利用施設維持管理費負担金については、工事の執行残に伴い、中札内村営農用水道負担分を割合に基づき減額するものでございます。

その下、使用料及び手数料、水道使用料は、先ほど歳出でご説明したとおり、企業団からの受水分同額を計上しております。

繰越金については、額の確定により、４０万１，０００円を追加し、村債では、水道工事費対象額の減少により３１０万円を減額しております。

続きまして、黒ナンバー１３番をご用意ください。

公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

９ページをお開きください。

歳出でございますけれども、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄の下水道事業費の工事請負費２６３万２，０００円の減額は、鉄道記念公園通り下水道管移設工事の執行残等によるものです。

下段の２款浄化センター維持管理費の説明欄、委託料６９万３，０００円の減額は、指定管理者委託契約に伴う請負残であります。

続いて、戻りまして、７ページをお開きください。

歳入でございますが、１款分担金、１項分担金、１目下水道分担金５０万６，０００円の減額は、一括納付予定が一部分割納付に変更になったことによる減額をしております。

２款使用料及び手数料、下水道使用料の増額は、実績により追加しております。

３款繰入金、１項、１目の一般会計繰入金の８８万８，０００円の減額は、４款繰越金の額が決定し、８８万８，０００円を追加したことにより、財源調整をしております。

６款村債、下水道事業債、４２０万円の減額は、工事費の減額と下水道分担金収入を工事財源とし、起債対象額を減少したためによるものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから６件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑を求めます。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、何点かにつきまして、伺いたいというふうに思います。
まず、15 ページですが、中段にあります備考資金組合納付金 2 億 4,000 万円ということであります。

補足説明を聞きますと、将来の財政需要を見込むと。言ってみれば財政調整ということだと思いますが、備荒資金組合の納付金ということで、超過納付金分を積み立てるということだというふうに思いますが、財政調整といえば、普通の基金の財政調整基金もありますが、恐らく備荒資金組合のほうが利息分というのですか、その方が多いからこちらの方に全額入れるのではないかなというふうにちょっと予測するのですが、その関係と、備荒資金組合の方については、運用益を年度末に配分するということで、現在としての利率というのは、ちょっとわからないかというふうに思いますが、昨年の実績等勘案していると思うのですが、それらを割り返すと利率が幾らぐらいになっているのかと。

さらに、先ほど申し上げました財政調整基金、その他、たくさんの基金がございますが、現状の利率について、どの程度の利率になっているか、その辺の実態について伺いたいというふうに思います。

2 点目は、16 ページの上段の方かな。宅地分譲地基本計画策定委託と。84 万円ですが、執行状況でも村長の方から話がありましたように、ときわ野第 3 次分譲用地の分ということなのですが、ちょっと知りたいものですから教えていただきたいのですが、今あるときわ野団地の東側と南側だというふうに思うのですが、そこら辺の位置がどの辺の位置になっているのか。

そして、総面積がどの程度考えておられるのか。

あるいは、何区画ぐらい予定をしていて、1 区画どの程度の面積で販売する予定なのか等々、今わかる段階で、こんな形を考えているというものがあれば、その辺を教えてくださいということと、併せて、恐らく 25 年度に造成してから売るというふうに思うのですが、いつごろから住民に対しての販売を予定するのか。

その辺について、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、37 ページの説明欄の下段の方ですが、中札内小学校管理費、修繕料 42 万円の追加であります。12 月ということで、もう残り少なくなってきておりますが、今どき 42 万円の修繕をするということは、暖房関係というのかな。特にどうしてもしなければならぬということで理解できるわけですが、それらの内容については、どんな修繕をされるのか。

その点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1 点目の備荒資金組合納付金の超過納付金の利率ですけれども、23 年度配分金の実績が、パーセントで申し上げますと 0.816%でございます。

通常の 1 年定期の基金と比べまして、約 6 倍ぐらいの金利に相当します。

2 点目のヴィレッジときわ野の宅地分譲の関係です。

これまで分譲した第 1 次分譲地、第 2 次分譲地の東側を予定しております。

面積については、1.9 ヘクタール程度を予定しております。区画数あるいは 1 区画の面積については、まだ具体的には検討しておりません。

この基本計画の中でおよその区画数あるいは 1 区画の面積については検討することになると思います。

販売開始の時期については、今後、農振法に基づく計画変更の協議及び農地法に基づく土壤転用の申請の状況にもよるのですが、私どもの希望としては、平成26年度中に販売を開始したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） 中札内小学校の修繕の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、42万円の内訳として、二つの修繕を行う予定をしています。

一つ目は、ご質問にもあったとおり、暖房機器の中の暖房用温水を温度を感知しながら送ったり止めたりという装置があるのですが、それが今故障しておりまして、手動でバルブを開け閉めしながら使っている状況です。

その装置一式を取替えるために、31万5,000円の修繕費。

あと、中札内3校共通なのですが、機械警備について、体育館の部分がセンサー設置していないということで、今年、中学校の方で侵入者の被害があったということから、3校とも体育館についても機械警備のセンサーを増設して管理をしようということで、中札内小学校においては10万5,000円、あと、ご覧になったらわかると思うのですが、上札内小学校に修繕費として8万4,000円。中札内中学校に修繕費として10万5,000円。

この三つが共通して体育館のセンサー警備の増設を行うという修繕の内容となっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今、黒田議員の質問と関連するのですが、宅地分譲の基本計画。

今、東側というふうにちょっと聞いたのですが、具体的な図面というかな、当然、それぞれあると思うのですが、本人の了解を得ているのであれば、僕は支障ないのではないかなというふうに思います。

できれば議長に対することになるのかな。資料をできれば出していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど言った超過納付金の関係。

これ、今後の財政計画で、とりあえず積んでおくということなのか、あるいは、これから償還いろいろ始まる部分があるので、そこら辺に充当するために超過納付金で積む。

そんなような考え方なのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） その前に、図面が出せるかどうか。

ちょっと休憩を。

休憩 午前11時59分

再開 午後12時02分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

図面に対しては、ちょっと今出せないということですので、それぞれご了解をいただきたいと思います。

もう1点の質問に対して。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 1点目のヴィレッジときわ野第3次分譲地の図面については、まだ全く作成しておりませんので、提出することができません。

2点目の備荒資金組合の超過納付金についてですけれども、具体的に今後の何のためにという目的をもっているものではなくて、さまざまな財政需要にということで、公共施設の場合もあるでしょうし、単純に財源不足ということもあると思います。

そういったときに備えて、納付をして、いわゆる積立をするということでございます。

○議長（高橋和雄君） 12時を過ぎましたので、一旦休憩をしたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後12時03分

再開 午後12時04分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

ご質問、お願いをいたします。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 24ページですね。鳥獣対策費のところで、137万2,000円計上されておりますけれども、これに対して、1カ月捕獲期間が延びたということもありますけれども、また、それに対して捕獲したいろいろな、シカですとかクマですとかが増えたということもありますけれども、このくくりわなに対して、どれだけくくりわなでシカを獲得できたのか。

そういったことと、また、そのくくりわなの取得者がどれぐらい、今いらっしゃるのか。

そういったことをちょっとお聞きしたいのと、25ページ、次のページの予防費の中の予防接種事業費で50万1,000円出ておりますけれども、この予防接種の事業の補正金額に対してどういう内容なのか。

ワクチン接種の変わったことによる増加なのかということです。

あと、それと38ページの中学校の学校用コンピュータの減額がありますけれども、80万5,000円のコンピュータの減額と思うのですけれども、これ、当初の予算では490万円ありまして、これを18台買うことによる金額であったので、27万2,000円の金額になるなと思って、私は高いなと思っていたのですけれども、それが今度は18台を22万7,000円で買ったという結果だと思うのですけれども、それでも高いなというように私は印象を持っておりまして、そのことに対して、教育委員会側としては妥当な金額だったのかということをお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 今回の有害鳥獣対策の賃金と補助金、それぞれ追加させていただいております。

鳥獣駆除の賃金の方については、エゾシカ部分も入っておりますので、くくりわなを活用してどの程度捕れたかということでのご質問でお答えをしたいと思います。村の方で購入をしたくくりわなの部分については、トータル、全部で50基あるのですが、その50基を活用してかけてはみたのですが、現実的にはそのくくりわなではまだ捕れていないというのが実態でございます。

ただ、そのくくりわな自体、今回初めて免許を取られた方もお貸しをしてかけてはみたのですけれども、やはり畑等に出てくる鹿道自体がある程度見えるようになって、その鹿道自体にかけるということがやっぱりベストだというふうに思います。

ただ、かけた結果、言ってみればシカがわなを踏み外して、わなは外れているのだけどもかかってなかったという事例は何回も出ていますので、今後その辺のかけ方についても熟度を高めていけばというふうには思っております。

それと、くくりわなの免許の取得者なのですけれども、猟友会のメンバーの中で、会員の中では確か9名というふうに記憶しております。

それと、猟友会の会員ではないのですけれども、農家の方で3名の方が取得されていると。

今年度についても1名の方が、今月免許の取得をしようというふうにおっしゃっていましたので、実態ではそういう状況になっております。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この予防接種事業費50万1,000円は、4種混合ワクチンが新しく認可されましたので、それに対応するものでございます。

この4種混合ワクチンは、従前の3種混合ワクチン、ジフテリア、百日ぜき、破傷風に不活化のポリオを入れたものでございます。

それで、生後3カ月から接種できまして、3週間以上の間隔を空けて3回接種。

それから、3回目終了後、6カ月かけて4回目を打つということになりますので、一応、今年9月以降にお生まれになった方、それぞれ回数がありますけれども、9月以降の方が12人、10月が4人、11月が3人という形でおりますので、それらの方たちの47回分を予算化してございます。

○議長（高橋和雄君） 大和田教育次長。

○教育次長（大和田貢一君） パソコン購入費の妥当性についてのご質問ですけれども、当初予算のときにもご説明申し上げたとおり、パソコンの価格については、本体だけではなくて、中に共通でインストールされる教材ソフトとか、あと、教師とつながるネットワークの配線にかかる工事とか、そういった機器も含めての単価でしたので、それを予算段階で複数の見積りをとりながら、妥当な数字として予算計上いたしておりました。

結果的に入札による競争によって、2割程度の落札減があったということは、教育委員会としては非常に喜ばしい結果であったというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 2点ほど教えてください。

9ページですが、地方交付税、先ほど、補足説明が総務課長よりありましたけれども、一部留保しているというこういう説明聞いたのですが、幾ら留保されているのかお聞きをしたいというふうに思います。

さらに、20ページの説明欄の上段ですが、ポロシリ福祉会運営助成補助金100万円の補助であります。聞きますと、特養の屋上の防水工事に対する支援というのかな。そういうことでの補助金ということで説明を受けたわけですが、屋上のこの工事の全体事業、財源内訳ですね。

そのうち村から100万円という補助をするということですが。

工事についてはどういう状況なのかな。

今、冬なのですが、終わっていることなのか、これからやるのかちょっとわからないのですが、そこら辺、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 普通交付税の交付決定額が17億7,661万円でございまして、今回の補正後の留保額につきましては、1,555万6,000円でございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 恵津美ハイツ屋上防水工事につきましては、総体的な費用で1,249万5,000円。これが事業費でございます。

これの2分の1を助成しようというもので、村の方の持ち分としては600万円ということで、当初500万円見ておりますので、100万円追加させていただくということでございます。

工期につきましては、1月の1日から3月の10日までを予定してございます。

全体面積は2,564平米ということになってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 中身についてはちょっとわかったのですが、防水工事ということで、今日も雪降っていますけれども、1月1日から3月10日ということで非常に悪条件というのかな。

わざわざ悪条件の中やると。当初予算500万円で100万円、600万円ということなのですが、もっと条件のいいときになぜできなかったのか。

ちょっと常識では考えられないような時期にやろうとしているのですが、はたして完了することによって本当に防水工事になっていくのかどうか、ちょっと危惧されるのですが。

そこら辺、ちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この工事につきましては、当初からこの時期を想定してございました。

といいますのは、前回、この防水工事をしたときに、工事に際しまして、臭いが相当発生したということがございます。

そんなことで、窓がきちっと閉められているような時期。それから、風向き等も考えまして、この1月以降が適正だということで、当初からこの時期を想定してございました。

工事につきましては、防水工事というのは今が真っ盛りの状況でございます。

ですので、今の技術的なことも含めまして。

ただ、除雪という点が出てくるとは思いますけれども、それや何かの機械は上にあげて工事をするということが前提でやられておりますので、この辺のところについては心配のないという形でお話を受けております。

○議長（高橋和雄君） ということで答弁をさせていただきました。

そのほか。

質疑なしといたしたいと思います。

それでは、質疑をこれで終わります。

議案第55号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５５号、平成２４年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

議案第５６号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５６号、平成２４年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

議案第５７号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５７号、平成２４年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

議案第５８号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５８号、平成２４年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

議案第５９号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５９号、平成２４年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について採決をいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

議案第６０号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第６０号、平成２４年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

１２月１３日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後１２時１９分